

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

Issue 476-2016/02/23~2016/02/29

目录

(点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于适用《中华人民共和国物权法》若干问题的解释(一)..... 2
- 关于同意开展服务贸易创新发展试点的批复..... 3
- 网络出版服务管理规定..... 3
- 关于公布 2016 年商品归类决定的公告..... 4
- 关于海事诉讼管辖问题的规定
关于海事法院受理案件范围的规定..... 4
- 上海市人口与计划生育条例修正案(上海).. 5
- 关于在中国(上海)自由贸易试验区实行境外入区货物“先进区、后报关”作业模式的公告(上海)..... 5

二、最新资讯

- 《反不正当竞争法(修订草案送审稿)》公开征求意见..... 6

三、近期热点话题..... 7

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 「中華人民共和国物権法」適用の若干事項に関する解釈(一)..... 2
- サービス貿易の革新的発展の試行実施に同意する旨の回答書..... 3
- インターネット出版サービス管理規定..... 3
- 2016 年商品分類決定の公布に関する公告.... 4
- 海事訴訟管轄問題に関する規定
海事裁判所の事件受理範囲に関する規定..... 4
- 上海市人口・計画生育条例修正案(上海)..... 5
- 中国(上海)自由貿易試験区における国外から区内に運び込む貨物の「先に入区、後から通関」作業方式の実行に関する公告(上海)..... 5

二、新着情報

- 「不正競争防止法(改正草案送审稿)」がパブリックコメントを募集している..... 6

三、トピックス..... 7

一、最新中国法令

● 关于适用《中华人民共和国物权法》若干问题的解释（一）

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释〔2016〕5号
 【发布日期】2016-02-22
 【实施日期】2016-03-01
 【内容提要】该司法解释重点包括以下6个方面内容：

<p>（一）关于不动产登记与物权确认或基础关系争议</p> <ul style="list-style-type: none"> 在案件的受理上，规定因不动产物权的归属，以及作为不动产物权登记基础的买卖、赠与、抵押等产生争议而提起诉讼的，属于法院民事诉讼受案范围。 对发生争议的不动产物权归属的最终判断，应当依赖于对原因行为或基础关系的审查，故在当事人有证据证明不动产登记簿的记载与真实权利状态不符、其为该不动产物权的真实权利人的情况下，应当支持其诉讼请求。
<p>（二）关于预告登记的效力</p> <ul style="list-style-type: none"> 对《物权法》第二十一条所称的不发生物权效力的“处分行为”进行了限缩性解释，即将其限于未经预告登记的权利人同意而转移不动产所有权，或者设定建设用地使用权、地役权、抵押权等其他物权的在法律上危及或者妨碍债权如期实现的行为。
<p>（三）关于特殊动产转让中的“善意第三人”</p> <ul style="list-style-type: none"> 转让人转移船舶、航空器和机动车等所有权，受让人已经支付对价并取得占有，虽未经登记，但转让人的债权人主张其为物权法第二十四条所称的“善意第三人”的，不予支持，法律另有规定的除外。
<p>（四）关于发生物权变动效力的人民法院、仲裁委员会的法律文书的范围</p> <ul style="list-style-type: none"> 限缩解释为：法院、仲裁委员会在分割共有不动产或者动产等案件中作出并依法生效的改变原有物权关系的判决书、裁决书、调解书，以及法院在执行程序中作出的拍卖成交裁定书、以物抵债裁定书。
<p>（五）关于按份共有人优先购买权的司法保护</p> <ul style="list-style-type: none"> 对按份共有人优先购买权行使的起始条件、同等条件的认定、行使期间、主体范围以及裁判保护等方面进行了详细规定。
<p>（六）关于善意取得制度的适用</p> <ul style="list-style-type: none"> 受让人受让不动产或者动产时，不知道转让人无处分权，且无重大过失的，应当认定受

一、最新中国法令

● 「中华人民共和国物权法」適用の若干事項に関する解釈（一）

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法釈〔2016〕5号
 【発布日】2016-02-22
 【実施日】2016-03-01
 【概要】本司法解釈の重点ポイントには以下の6つの方面の内容が含まれる。

<p>（一）不動産登記と物権確認又は基礎関係をめぐる争い</p> <ul style="list-style-type: none"> 案件の受理について、不動産物権の帰属、及び不動産物権登記の基礎である売買、贈与、抵当権設定などに起因して争いが生じ、提訴した場合、裁判所が受理する民事訴訟事件に該当する旨を定めている。 争いの生じた不動産物権の帰属についての最終的判断は、争いの発端となった行為又は基礎関係の審査に基づき行われなければならない、故に不動産登記簿上の記載が真の権利状態と合致していないこと、自分が当該不動産物権の真の権利者であることを証明する証拠を当事者が有している場合、その者による訴訟請求を認めなければならない。
<p>（二）予告登記の効力</p> <ul style="list-style-type: none"> 「物権法」第二十一条に言う物権の効力を生じない「処分行為」について、縮小・限定解釈をしており、即ち、予告登記をした権利者の同意を得ずに、不動産所有権を移転する、又は建設用地に使用権、地役権、抵当権などのその他物権を設定する法律上、債権が期限通りに実現されることを脅かす又は妨げる行為に限定している。
<p>（三）特別動産譲渡における「善意の第三者」に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡人が船舶、航空機及び原動機付き車両などの所有権を移転し、譲受人が対価を支払い済みであり、かつ占有しているものの、未登記の場合でも、譲渡人の債権者が自己が物権法第二十四条に言う「善意の第三者」であると主張した場合、これを認めてはならない。但し、法律に別途規定がある場合は除く。
<p>（四）物権変動の効力を発生する人民法院、仲裁委員会の法律文書の範囲に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮小・限定解釈：裁判所、仲裁委員会が共有不動産又は動産の分割などの事件において、形成し且つ法に依拠し発効する元の物権関係変更に関する判決書、裁決書、調停調書、及び裁判所が執行過程で形成した競売成立裁定書、及び物的資産による弁済の裁定書。
<p>（五）持分共有者の優先購入権の司法保護に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 持分共有者による優先購入権行使の開始条件、同等条件の認定、行使期間、主体範囲及び裁判保護などの方面について、詳細に定めている。
<p>（六）善意取得制度の適用に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲受人が不動産又は動産を譲り受けた時、譲渡人に処分権がないことを知らず、且つ重大過失が

让人为善意。

- 对不动产善意取得中受让人非善意的认定、动产善意取得中受让人重大过失的认定、善意的判断时间、合理价格的确定等进行了详细规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/...>

ないとき、譲受人は善意者であると認定しなければならない。

- 不動産の善意取得における譲受人の非善意的認定、動産の善意取得における譲受人の重大過失の認定、善意的判断時間、合理的価格の確定などについて詳細に定めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/...>

● 关于同意开展服务贸易创新发展试点的批复

【发布单位】国务院

【发布文号】国函〔2016〕40号

【发布日期】2016-02-25

【内容提要】根据该批复：

试点地区
<ul style="list-style-type: none">▪ 天津、上海、海南、深圳、杭州、武汉、广州、成都、苏州、威海等 10 个省市；▪ 哈尔滨新区、江北新区、两江新区、贵安新区、西咸新区等 5 个国家级新区。

试点期限
<ul style="list-style-type: none">▪ 2 年，自国务院批复之日（2016 年 02 月 22 日）起算。

试点任务与政策保障
<ul style="list-style-type: none">▪ 稳步推进金融、教育、文化、医疗、育幼养老、建筑设计、会计审计、商贸物流等行业对外开放。▪ 为服务贸易企业进出口货物提供通关便利，为外籍高端人才在华工作居留等提供便利。▪ 在试点地区扩大技术先进型服务企业认定范围，由服务外包扩大到其他高技术、高附加值的服务行业。 经认定的技术先进型服务企业，减按 15% 税率缴纳企业所得税；职工教育经费不超过工资薪金总额 8% 部分据实税前扣除，超过部分，准予在以后纳税年度结转扣除。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/25/content_5046212.htm

● 网络出版服务管理规定

【发布单位】国家新闻出版广电总局、工业和信息化部

【发布文号】国家新闻出版广电总局、工业和信息化部令第 5 号

【发布日期】2016-02-06

【实施日期】2016-03-10

【内容提要】与《互联网出版管理暂行规定》（被该规定废止）相比，该规定进一步明确了网络出版物的定义和范围，并禁止外商从事网络出版服务。简要介绍如下：

● サービス貿易の革新的発展の試行実施に同意する旨の回答書

【発布機関】国務院

【発布番号】国函〔2016〕40号

【発布日】2016-02-25

【概要】本回答書によると、以下の通りである。

試行地区
<ul style="list-style-type: none">▪ 天津、上海、海南、深セン、杭州、武漢、広州、成都、蘇州、威海などの 10 省・市。▪ ハルピン新区、江北新区、两江新区、貴安新区、西咸新区などの 5 つの国家级新区。

試行期間
<ul style="list-style-type: none">▪ 国務院による回答日（2016 年 2 月 22 日）から起算し 2 年間。

試行任務と政策保障
<ul style="list-style-type: none">▪ 金融、教育、文化、医療、幼児教育・高齢者介護、建築設計、会計監査、商業貿易物流などの業種の対外開放を着実に推し進める。▪ サービス貿易企業の輸出入貨物の通関に便宜を図る。外国籍高度人材の中国における就労・居留などに便宜を図る。▪ 試行地区における技術先進型サービス企業の認定範囲をサービスアウトソーシングからその他ハイテク、高付加価値のサービス業種に拡大する。▪ 認定済みの技術先進型サービス企業の企業所得税税率を 15% に減らす。従業員に対する教育経費については、賃金総額の 8% を超えない部分について事実に基づき、税前控除し、超えた部分は、以後の納税年度に繰越し控除することを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-02/25/content_5046212.htm

● インターネット出版サービス管理規定

【発布機関】国家新聞出版广电总局、工業情報化部

【発布番号】国家新聞出版广电总局、工業情報化部令第 5 号

【発布日】2016-02-06

【実施日】2016-03-10

【概要】「インターネット出版管理暫定規定」（本規定により廃止されている）と比べて、本規定では、インターネット出版物の定義と範囲が更に明確にされており、外国投資家によるインターネット出版サービスの従事を禁止している。以下の通り、簡潔に紹介する。

网络出版物的定义和范围
<p>网络出版物，是指通过信息网络向公众提供的，具有编辑、制作、加工等出版特征的数字化作品，范围主要包括：</p> <p>（一）文学、艺术、科学等领域内具有知识性、思想性的文字、图片、地图、游戏、动漫、音视频读物等原创数字化作品；</p> <p>（二）与已出版的图书、报纸、期刊、音像制品、电子出版物等内容相一致的数字化作品；</p> <p>（三）将上述作品通过选择、编排、汇集等方式形成的网络文献数据库等数字化作品；等。</p>
禁止外商准入
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中外合资经营、中外合作经营和外资经营的单位不得从事网络出版服务。 ▪ 网络出版服务单位与境内中外合资经营、中外合作经营、外资经营企业或境外组织及个人进行网络出版服务业务的项目合作，应当事前报国家新闻出版广电总局审批。 ▪ 网络出版服务单位在网上提供境外出版物，应当取得著作权合法授权。其中，出版境外著作权人授权的网络游戏，须向省级主管部门提出申请，经审核同意后，报国家新闻出版广电总局审批。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.gapp.gov.cn/govpublic/84/1067.shtml>

● [关于公布 2016 年商品归类决定的公告](#)

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2016 年第 11 号
【发布日期】2016-02-22
【实施日期】2016-03-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info787269.htm>

● [关于海事诉讼管辖问题的规定](#)
[关于海事法院受理案件范围的规定](#)

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2016〕2号、4号
【发布日期】2016-02-24
【实施日期】2016-03-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
2号：<http://www.court.gov.cn/...>
4号：<http://www.court.gov.cn/...>

インターネット出版物の定義と範囲
<p>インターネット出版物とは、情報ネットワークを通じて、大衆に提供する、編集、制作、加工などの出版的特徴を有するデジタル化された作品を指し、主な範囲は以下が含まれる。</p> <p>（一）文学、芸術、科学などの分野において知識、思想を伝える文字、イラスト、地図、ゲーム、アニメ、音響映像、読み物などのデジタル化されたオリジナル作品。</p> <p>（二）出版済みの書籍、新聞、定期刊行物、音響映像製品、電子版出版物などの内容と一致するデジタル化された作品。</p> <p>（三）上述の作品を選択、編集、集約する方法で形成されたインターネット文献データベースなどのデジタル化された作品など。</p>
外国投資家による参入を禁止する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中外合弁経営、中外合作経営及び外資経営組織は、インターネット出版サービスに従事してはならない。 ▪ インターネット出版サービス組織が国内の中外合弁経営、中外合作経営、外資経営の企業若しくは国外の組織及び個人とインターネット出版サービス業務の事業提携を行う場合、事前に国家新聞出版广电总局に審査許可を申請しなければならない。 ▪ インターネット出版サービス組織がインターネット上で国外の出版物を提供する場合、法に依拠し著作権の授権を得なければならない。このうち、国外の著作権者から権利を付与されたオンラインゲームを出版する場合、省級主管部門に申請し、同主管部門による審査で認められた後、国家新聞出版广电总局に審査許可を申請しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.gapp.gov.cn/govpublic/84/1067.shtml>

● [2016 年商品分類決定の公布に関する公告](#)

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2016 年第 11 号
【発布日】2016-02-22
【実施日】2016-03-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info787269.htm>

● [海事訴訟管轄問題に関する規定](#)
[海事裁判所の事件受理範囲に関する規定](#)

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法释〔2016〕2号、4号
【発布日】2016-02-24
【実施日】2016-03-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
2号：<http://www.court.gov.cn/...>
4号：<http://www.court.gov.cn/...>

● 上海市人口与计划生育条例修正案（上海）

- 【发布单位】上海市人民代表大会常务委员会
【发布文号】上海市人民代表大会常务委员会公告第 36 号
【发布日期】2016-02-23
【实施日期】2016-03-01
【内容提要】该修正案内容包括：
- 符合法律规定结婚的公民，除享受国家规定的婚假（3 天）外，增加婚假 7 天。
 - 符合法律法规规定生育的夫妻，女方除享受国家规定的产假（98 天）外，还可以再享受生育假 30 天，男方享受配偶陪产假 10 天。

【备注】

- 上海市政府官员在新闻发布会上解释：在 2016 年 01 月 01 日至 02 月 29 日期间，已经办理结婚登记手续、生育子女的，可以按照《修正案》的规定，补休相关的增加婚假、生育假、配偶陪产假待遇。
- 日前，深圳市就《深圳经济特区人口与计划生育条例（修订征求意见稿）》公开征求意见（截止日期为 2016 年 02 月 29 日）。根据该征求意见稿：符合法律、法规规定生育子女的夫妻，除按国家、广东省有关规定享受假期优待外，女方增加产假 30 天（合计可休产假：98+30+30=158 天）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.spcsc.sh.cn/n1939/n1944/n1946/n2029/u1ai122897.html>

● 关于在中国（上海）自由贸易试验区实行境外入区货物“先进区、后报关”作业模式的公告（上海）

- 【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2016 年第 2 号
【发布日期】2016-02-16
【实施日期】2016-02-16
【出台背景】上海海关于 2014 年 05 月 01 日起，在中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）海关特殊监管区域内实施境外入区货物“先进区、后报关”作业模式，现将该模式进一步扩大适用范围。

【内容提要】根据该公告：

- “先进区、后报关”是指在试验区海关特殊监管区域境外入区环节，经海关注册登记的试验区海关特殊监管区域内企业（以下简称“区内企业”）可以凭进境货物的舱单等信息先向海关简要申报，并办理口岸提货和货物

● 上海市人口・計画生育条例改正案(上海)

- 【発布機関】上海市人民代表大会常務委員会
【発布番号】上海市人民代表大会常務委員会公告第 36 号
【発布日】2016-02-23
【実施日】2016-03-01
【概要】本改正案には以下の内容が含まれる。
- 法律規定に従い結婚した公民は、国家規定の結婚休暇(3 日間)以外に、結婚休暇を 7 日間増やす。
 - 法律規定に従い出産した夫妻は、女子は国家規定の産前・産後休暇(98 日)以外に、出産休暇 30 日も取得することができ、男子は配偶者出産付き添い休暇 10 日を取得することができる。

【備考】

- 上海市の政府職員による記者会見での説明：2016 年 1 月 1 日から 2 月 29 日までの期間において、婚姻登録手続きを済ませている場合、子どもを出産した場合、「改正案」規定に従い、これら追加された結婚休暇、出産休暇、配偶者出産付き添い休暇を取ることができる。
- 先頃、深セン市は、「深セン経済特区人口・計画生育条例（改正意見募集案）」について、パブリックコメントを募集している（締切日は、2016 年 2 月 29 日である）。本意見募集案によると、法律規定通りに子どもを出産した夫妻は、国、広東省の関係規定により休暇待遇を受けられるほか、女子の産前・産後休暇を 30 日増やすとしている（合計で取れる産前・産後休暇：98+30+30=158 日）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.spcsc.sh.cn/n1939/n1944/n1946/n2029/u1ai122897.html>

● 中国(上海)自由貿易試験区における国外から区内に運び込む貨物の「先に入区、後から通関」作業方式の実行に関する公告(上海)

- 【発布機関】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2016 年第 2 号
【発布日】2016-02-16
【実施日】2016-02-16
【発布背景】上海税関は 2014 年 5 月 1 日から、中国（上海）自由貿易試験区（以下、「試験区」という）税関特別監督管理区域内において国外から区内に運び込む貨物の「先に入区、後から通関」作業方式を実施しているが、現在、当該方式の適用範囲を更に拡大している。

【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 「先に入区、後から通関」とは、試験区において税関特別監督管理区域の国外から区内に運び込む段階で、税関登録登記を行った試験区税関特別監督管理区域内企業（以下「区内企業」という）は、入境貨物の積荷目録などの情報をもって、税関へ概要を申

进区手续，再在规定时间内向海关办理进境货物正式申报手续的作业模式。

- 适用“先进区、后报关”作业模式的监管场所经营人包括所有上海口岸从事海运、空运进出境货物装卸、储存、交付、发运等活动，经上海海关注册登记且符合[上海海关2013年第4号公告](#)规定要求的监管场所经营人。海关特殊监管区域内具有口岸功能的从业企业参照适用“先进区、后报关”作业模式。
- 符合规定条件的区内企业开展“先进区、后报关”作业模式的，应当向试验区内特殊监管区域主管海关办理备案手续。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info786724.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [《反不正当竞争法（修订草案送审稿）》公开征求意见](#)

日前，国家工商行政管理总局综合各方意见，形成[《反不正当竞争法（修订草案送审稿）》](#)（及[起草说明](#)）上报国务院，现公开征求意见（截止日期：2016年03月25日）。修订内容主要包括：

总则部分：主要修订了“经营者”的概念，明确了监管执法权限
<ul style="list-style-type: none">▪ “经营者”概念修订为“从事或者参与商品生产、经营或者提供服务的自然人、法人和其他组织”，扩大了调整范围，与《反垄断法》的有关规定基本一致。▪ 明确工商行政管理部门对不正当竞争行为的一般管辖权，同时规定了相关部门也可以依照法律、行政法规的规定进行监督检查。

告した上で、通関地の貨物受取りおよび貨物の区内への運び込み手続きを行い、所定の期間内に改めて税関に対し入国貨物の正式な申告手続きを行うことができる作業方式を指す。

- 「先に入区、後から通関」作業方式を適用する監督管理場所経営者は、上海通関地で海運、空運による入国貨物の積卸、保管、引き渡し、発送などの活動に従事し、上海税関登録登記を行っており、且つ[上海税関2013年第4号公告](#)の規定要求に合致しているすべての監督管理場所の経営者を含む。税関特別監督管理区域内で、通関地機能を有する従業企業は、「先に入区、後から通関」作業方式にならって適用する。
- 規定条件に合致する区内企業が「先に入区、後から通関」作業方式を展開する場合、試験区内特別監督管理区域の主管税関にて届出手続きを行わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info786724.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [「不正競争防止法（改正草案送审稿）」がパブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家工商行政管理総局は各方の意見を取りまとめ、[「不正競争防止法（改正草案送审稿）」](#)（及び[起草説明](#)）を作成し、國務院に提出し、パブリックコメントを募集している（締切日：2016年3月25日）。主な改正内容は以下が含まれる。

総則部分：主に「事業者」の概念を改正し、監督管理の法執行権限を明確にしている
<ul style="list-style-type: none">▪ 「事業者」の概念を「商品の生産、経営に従事する若しくはこれに参与する、又はサービスを提供する自然人、法人及びその他組織」に修正し、範囲を拡大し、「独占禁止法」の関係規定と概ね一致させている。▪ 工商行政管理部門による不正競争行為に対する一般的管轄権を明確にし、同時に関係部門も法律、行政法規の規定に従い、監督検査をすることができる旨を定めている。

<p>不正当竞争行为部分：修订完善了相关条款，增加了两种不正当竞争行为，删除了4个条款</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 修改完善： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 衔接《商标法》。删除不得“假冒他人的注册商标”，添加不得“将他人注册商标、未注册的驰名商标作为企业名称中的字号使用，误导公众，导致市场混淆”。 ➢ 采用概念加列举的方式明确商业贿赂概念及典型的商业贿赂行为，有利于正确区别商业贿赂和经营者之间的利益折让。 ➢ 删除关于广告的经营者的规定。明确“引人误解的虚假宣传”既包括虚假宣传，也包括造成相关公众误解的宣传。 ➢ 补充完善商业秘密案件的举证责任规定。 ➢ 将有奖销售的概念修订为有奖促销，补充完善了不正当有奖销售的表现形式。提高抽奖式有奖促销的最高奖金额（2万元）。 ▪ 增加： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 对不具有市场支配地位但在交易中具有相对优势地位经营者的不公平交易行为进行规范。 ➢ 对利用软件等技术手段在互联网领域干扰、限制、影响其他经营者及用户的行为作了规定。 ▪ 与《反垄断法》相衔接，删除了公用企业限制竞争行为、搭售行为、低于成本价销售行为、行政性垄断行为等规定。
<p>加强监督和法律责任</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 在监督检查和法律责任部分，强化了关于监督检查的手段，加大了法律责任的规定。

（里兆律师事务所 2016 年 02 月 26 日编写）

<p>不正競争行為部分：關係條項を修正のうえ整備し、不正競争行為として2種類追加し、4つの条項を削除している</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 修正のうえ整備した部分： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「商標法」と一致させ、「他人の登録商標を詐称」してはならない旨の規定を削除し、「他人の登録商標、未登録の著名商標を企業名称において商号として使用し、大衆の誤解を招き、市場での混同を招いてはならない」旨の規定を追加した。 ➢ 商業賄賂と事業者同士の利益割戻しを正確に区別できるよう、概念明示と列举の形で商業賄賂の概念及び典型的商業賄賂行為を明確にしている。 ➢ 広告事業者などに関する規定を削除している。「誤解を招く虚偽宣伝」には、虚偽の宣伝だけでなく、係る大衆の誤解を招く宣伝も含まれる旨を明確にしている。 ➢ 営業秘密事件の举证責任に関する規定を追加整備している。 ➢ 懸賞付き販売の概念を懸賞付き販売促進に修正し、不当な懸賞付き販売の形式を追加整備している。抽選タイプの懸賞付き販売促進の最高賞金額を2万円まで引き上げている。 ▪ 追加： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市場支配的地位を有さないが、取引において、相対的に優位な地位にある事業者の不公平な取引行為を規範化している。 ➢ ソフトウェアなどの技術的手段を利用して、インターネット領域において、他の事業者及び利用者に干渉、制限、影響を与える行為について、規定している。 ▪ 「独占禁止法」と一致させ、公共事業を営む企業による競争制限行為、抱き合わせ販売行為、原価を下回る価格での販売行為、行政的独占行為などの規定を削除している。
<p>監督及び法的責任を強化する</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 監督検査及び法的責任部分において、監督検査の手段、法的責任に関する規定を強化している。

（里兆法律事務所が 2016 年 2 月 26 日付で作成）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [债权回收案件](#)
- [高尔夫球场会员卡案件](#)
- [撤退及撤退过程中的劳动纠纷](#)
- [行政查处案件](#)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [債権回収案件](#)
- [ゴルフ場の会員権案件](#)
- [撤退、及び撤退過程における労働紛争](#)
- [行政取締案件](#)